

医療提供体制施設整備交付金概要（令和5年度）

事業分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、 実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合 は実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
A 医療計画等の推進に関する事業	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	次のいずれかの面積 (人口10万人以上の場合) 150㎡ (人口5万人以上10万人未満の場合) 100㎡	休日夜間急患センターの新築、増改築に要する工事費等
	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	150㎡	病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築、増改築に要する工事費等
							CCU	15㎡×心臓病専用病床数(2床を限度)	CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等
							SCU	15㎡×脳卒中専用病床数(2床を限度)	SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等
	(3) 救急ヘリポート施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	ヘリポート1か所あたり 53,693千円	入院を要する第二次救急医療体制病院へのヘリポート整備に要する工事費等
	(4) ヘリポート周辺施設施設整備事業	○	×	○	○	0.33	格納庫	1か所あたり 188,052千円	ドクターヘリ基地病院の格納庫整備に必要な工事費等
							給油施設	1か所あたり 118,428千円	ドクターヘリ基地病院の給油施設整備に必要な工事費等
							融雪施設	1か所あたり 118,428千円	ドクターヘリ基地病院の融雪施設整備に必要な工事費等
	(5) 救命救急センター施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	2,300㎡	救命救急センターの新築、増改築に要する工事費等
							ヘリポート	1か所あたり 85,559千円	ヘリポート整備に要する工事費等
							SCU	15㎡×脳卒中専用病床数(4床を限度)	SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等
							小児救急専門病床	15㎡×小児救急専門病床数(6床を限度)	小児救急専門病床の新築、増改築、改修に要する工事費等
CCU							15㎡×心臓病専門病床数(4床を限度)	CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
重症外傷専門病床							15㎡×重症外傷専門病床数(4床を限度)	重症外傷専用病室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
補強	2,300㎡×47,500円	救命救急センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等							
(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	150㎡	小児救急医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	
(7) 小児初期救急センター施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	300㎡	小児初期救急センターの新築、増改築、改修に要する工事費等	
(8) 小児集中治療室施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	20㎡×小児集中治療室病床数	小児集中治療室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
(9) 小児医療施設施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	次のいずれかの面積 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 1,300㎡ (都道府県人口規模400万人未満の場合) 800㎡ (小児総合病院) 4,000㎡	小児医療施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
(10) 周産期医療施設施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	次のいずれかの面積 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 500㎡ (都道府県人口規模400万人未満の場合) 300㎡	母胎・胎児集中管理室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
(11) 地域療育支援施設施設整備事業	○	×	○	○	0.50	—	1床あたり 130㎡(10床を限度)	地域療育支援施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
(12) 共同利用施設施設整備事業	○	×	×	○	0.33	—	(特殊診療棟) 300㎡ (開放型病棟) 一般病床数(50床を限度)×13.88(12.56)㎡	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門の新築、増改築に要する工事費等	

医療提供体制施設整備交付金概要（令和5年度）

事業分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、 実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合は 実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
A 医療計画等の 推進に関する 事業	(13) 医療施設近代化施設整備事業	○	×	○	○	0.33	精神病棟	(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数 (150床(300床)を限度) (加算条件) ①病床数20%以上(20%未満)削減の場合 25(15)㎡×整備後の整備区域の病床数 (150床(300床)を限度) ②電子カルテを整備する場合 605千円×整備後の整備区域の病床数 (150床(300床)を限度)	医療施設の患者の療養環境、 医療従事者の職場環境、衛生 環境の改善及び患者サービスの 向上等に係る新築、増改 築、改修に要する工事費等
							結核病棟 改修等 整備事業	(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数 (陰圧化等空調整備を併せて行う場合) 15㎡×整備後の整備区域の病床数	
							承継に伴う 診療所	次のいずれかの面積 (無床の場合) 160㎡ (有床で5床以下の場合) 240㎡ (有床で6床以上の場合) 760㎡	
							改修等によ り療養病床 を整備する 診療所	4,270千円×整備後の療養病床の病床数	
							療養病床 療養環境 改善事業	(機能訓練室) 40㎡ (患者食堂) 療養病床1床あたり 1㎡ (浴室) 浴室1か所あたり 12,482千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める 場合 24,967千円	
							介護老人 保健施設 及び診療所	(介護老人保健施設) 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した 病床数を限度)×4,410(5,291、2,205)千円 (併設診療所) 160㎡	
	(14) 基幹災害拠点病院施設 整備事業	○	×	○	○	0.33	備蓄倉庫	1か所あたり 175,770千円	備蓄倉庫整備に要する工事費 等
							研修部門	1か所あたり 161,049千円	研修部門整備に要する工事費 等
							ヘリポート	1か所あたり 148,413千円	ヘリポート整備に要する工事 費等
	(15) 地域災害拠点病院施設 整備事業	○	×	○	○	0.33	備蓄倉庫	1か所あたり 49,578千円	備蓄倉庫整備に要する工事費 等
							ヘリポート	1か所あたり 85,559千円	ヘリポート整備に要する工事 費等
	(16) 災害拠点精神科病院施設 整備事業	○	×	○	○	0.50	補強	(補強が必要なもの) 2,300㎡×47,500円 (耐震構造指標1s値が0.4未満の建物を有する病院) 2,300㎡×225,500円	災害拠点精神科病院の新築、 増改築に伴う補強及び既存建 物の補強に要する工事費等
							非常用自家 発電装置	1か所あたり 161,049千円	非常用自家発電装置整備に要 する工事費等
0.33						受水槽	1か所あたり 148,413千円	受水槽整備に要する工事費等	
						給水設備	1か所あたり 69,790千円	給水設備整備に要する工事費 等	
(17) 腎移植施設施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	100㎡	腎移植施設の新築、増改築に 要する工事費等	
(18) 特殊病室施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	1室あたり 73,572千円	特殊病室(無菌室)整備に要 する工事費等	
(19) 肝移植施設施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	100㎡	肝移植施設の新築、増改築、 改修に要する工事費等	
(20) 治験施設施設整備事業	○	×	×	○	0.33	治験専門 外来	100㎡	治験施設の新築、増改築、改 修に要する工事費等	
						治験管理 部門	75㎡		

医療提供体制施設整備交付金概要（令和5年度）

事業分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、 実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合は 実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
B 施設環境等の改善に関する事業	(21) 特定地域病院施設整備事業	○	×	○	○	0.95 × 0.33	改築 (病棟) 既存病床数 × 30% × 13.88㎡ (診療棟) 改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積	特定地域病院の改築、改修(補強)に要する工事費等	
							補強 (病棟) 既存病床数 × 30% × 13.88㎡ × 47,500円 (診療棟) 改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積 × 47,500円		
	(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	×	○	○	0.95 × 0.33	土砂災害危険か所 補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1か所あたり 37,451千円	土砂災害危険か所に所在する医療機関の新築、増改築に伴う補強、既存建物の補強及び防護壁の設置等に要する工事費等	
	(23) 医療施設等耐震整備事業		○	×	△	○	0.95 × 0.50	○病院 (補強が必要なもの) 2,300㎡ × 47,500円 (Is値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等) 2,300㎡ × 225,500円 (Is値が0.3未満の建物を有する病院) 2,300㎡ × 225,500円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等
					△	△	0.50	○看護師等養成所 (補強が必要なもの) 2,300㎡ × 36,300円 (Is値0.3未満のもの) 2,300㎡ × 172,300千円 ※Is値0.3未満のメニューに限り、公的団体も交付金事業者となり得る	土砂災害危険か所に所在する医療機関の新築、増改築に伴う補強、既存建物の補強及び防護壁の設置等に要する工事費等
					○	○	○	○地震防災上緊急に整備すべき医療機関 (補強が必要なもの) 2,300㎡	耐震化を必要とする医療機関の新築、増改築に伴う補強及び防護壁の設置等に要する工事費等
	(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	○	×	○	○	0.95 × 0.33	救命救急センター 1,021,871千円 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 106,558千円 在宅当番医制診療所 17,458千円 在宅当番医制歯科診療所 17,458千円 休日夜間急患センター 17,458千円 休日等歯科診療所 17,458千円 時間外診療実施診療所 17,458千円 基幹災害拠点病院 899,856千円 地球災害拠点病院 594,506千円 周産期母子医療センター 110,677千円 小児救急医療拠点病院 37,409千円 在宅医療実施病院 106,558千円 在宅医療実施診療所 17,458千円 在宅医療実施歯科診療所 17,458千円 精神科病院 106,558千円 精神科救急医療センター 1,021,871千円	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条の規定に基づき、市町村長が作成する津波避難緊急対策緊急事業計画に記載された施設の移転新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
	(25) アスベスト除去等整備事業	○	×	○	○	0.95 × 0.33	アスベスト等の除去等を行う壁等の延べ面積 × 50,000円	アスベスト等の除去等に要する工事費等	
	(26) 医療機器管理室施設整備事業	○	×	×	○	0.95 × 0.33	80㎡	医療機器管理室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
	(27) 地球温暖化対策施設整備事業	○	×	○	○	0.95 × 0.33	96,686千円	地球温暖化対策に資する施設整備に要する工事費等	

県内に対象となる地域無し

県内に対象となる医療機関無し

医療提供体制施設整備交付金概要（令和5年度）

事業分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、 実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合は 実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	対象経費	
		独法	公立	公的	民間					
C 医療従事者の養成力の充 実等に関する事業	(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	○	×	△	△	0.50	—	80㎡	看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費等	
A 医療計画等の推進に関する事業	(29) 地域拠点歯科診療所施設整備事業	○	×	○	○	0.50	—	150㎡	地域拠点歯科診療所として必要な新築、増改築及び改築に要する工事費等	
	(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 ※へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院に限る。	○	×	○	○	0.33	非常用自家発電装置	1か所あたり 161,049千円	非常用自家発電装置整備又は更新に要する工事費等	
							受水槽	1か所あたり 148,413千円	受水槽整備又は更新に要する工事費等	
							給水設備	1か所あたり 69,790千円	給水設備整備に要する工事費等	
燃料タンク	1か所あたり 32,184千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に要する工事費等								
D 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	0.50	補強	(補強が必要なもの) 2,300㎡×47,500円 (耐震構造指標1s値が0.4未満の建物を有する病院) 2,300㎡×225,500円	基幹災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
							0.33	非常用自家発電装置	1か所あたり 161,049千円	非常用自家発電装置整備に要する工事費等
								受水槽	1か所あたり 148,413千円	受水槽整備に要する工事費等
								給水設備	1か所あたり 69,790千円	給水設備整備に要する工事費等
	燃料タンク	1か所あたり 32,184千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強に要する工事費等							
	(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	0.50	補強	(補強が必要なもの) 2,300㎡×47,500円 (耐震構造指標1s値が0.4未満の建物を有する病院) 2,300㎡×225,500円	地域災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
							0.33	非常用自家発電装置	1か所あたり 161,049千円	非常用自家発電装置整備に要する工事費等
								受水槽	1か所あたり 148,413千円	受水槽整備に要する工事費等
給水設備								1か所あたり 69,790千円	給水設備整備に要する工事費等	
燃料タンク	1か所あたり 32,184千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強に要する工事費等								
(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 ※救命救急センター、周産期母子医療センターに限る。	○	×	○	○	0.33	非常用自家発電装置	1か所あたり 161,049千円	非常用自家発電装置整備又は更新に要する工事費等		
						受水槽	1か所あたり 148,413千円	受水槽整備又は更新に要する工事費等		
						給水設備	1か所あたり 69,790千円	給水設備整備に要する工事費等		
						燃料タンク	1か所あたり 32,184千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に要する工事費等		

医療提供体制施設整備交付金概要（令和5年度）

事業分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、 実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合 は実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
B 施設環境等 事業の改善に 関する	(31)医療施設浸水対策事業	○	×	○	○	0.33	医療用設備	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1か所あたり 45,449千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
							電源設備	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1か所あたり 35,864千円	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
							止水板	止水板の設置が必要と認められるもの1カ所あたり 431千円	止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費
							排水ポンプ 雨水貯留槽	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの1施設あたり 24,879千円	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「交付金事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会  
( (23)ウ及び(28)に限り学校法人、準学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会を含む。 )

「民間」…上記以外の者

○…交付金事業者となり得る

△…(間接)一部交付金事業者となり得る

×…交付金事業者となり得ない

※すべての事業区分について都道府県の負担は任意となっている。